

令和8年1月1日から

林野火災注意報・警報の運用を開始しています



令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、延焼範囲が約3,370ヘクタール、住宅90棟、住宅以外136棟が焼損し、1名が亡くなるという大惨事となりました。この火災を踏まえ、林野火災を未然に防ぐことを目的に火災予防条例が改正され、令和8年1月1日から【林野火災注意報・林野火災警報】の運用を開始しています。

1 林野火災注意報・警報について

気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認められる場合には**林野火災注意報**を発令し、対象区域での火災予防条例に定める「火の使用制限」について**努力義務**を課すことになります。

また、林野火災の予防上**危険な気象状況**になった場合には**林野火災警報**を発令し、「火の使用制限」について**義務**を課すこととなります。

2 林野火災注意報の発令基準

1月から5月の期間において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件に該当する場合。

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないこともあります。

3 林野火災警報の発令基準

上記「林野火災注意報の発令基準」に加え、強風注意報が発表された場合。

4 林野火災注意報・警報が発令された場合の規制

- (1)林野火災注意報が発令・・・火の使用制限に従うよう努めなければなりません。(努力義務)
- (2)林野火災警報が発令・・・火の使用制限に従わなければなりません。(義務)

5 火の使用制限に従わなかった場合の罰則

- (1)林野火災注意報・・・罰則は定められていません。
- (2)林野火災警報・・・**30万円以下の罰金又は拘留**に処されることが消防法で定められています。

6 火の使用の制限について

林野火災の予防上
注意を要する気象状況



努力義務

林野火災注意報発令



〈気象状況の悪化〉
危険な気象状況



義務

林野火災警報発令

火災予防条例第29条による

火の使用の制限（屋外）

- (1)山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2)煙火（花火）を消費しないこと。
- (3)火遊び又はたき火をしないこと。
- (4)引火性又は爆発性の物品とその他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5)山林、原野等の場所で、喫煙をしないこと。
- (6)残り火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

※注意報及び警報発令中における火の使用を制限する対象区域にあっては、森林又は森林の周囲1kmの範囲。

7 林野火災注意報・警報発令状況の周知、広報について

林野火災注意報・警報が発令された場合は、当消防本部のホームページや消防車両での巡回広報、各市町の防災無線等により周知、広報をしています。

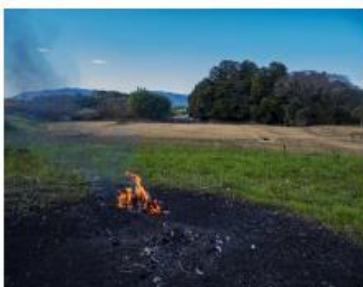
8 たき火の届出制度について

枯草焼き・畦畔焼きなどは「火災とまぎらわしい煙を発するおそれのある行為」や「火炎を発するおそれのある行為」に該当し事前に届出が必要です。その行為の中に「たき火」が含まれることを明確にしました。消防が「たき火」行為の実態を把握し、林野火災の予防上、消火準備等の防火指導を行うものであり、届出により、行為そのもの許可、承認するものではありませんのでご注意ください。

届出は当消防本部所定の様式に記入し、管轄する消防署・分署・分遣所・出張所に提出してください。

9 たき火の例

○ たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）



○ たき火に該当しないと考えられる行為（イメージ）



問い合わせ

- ・発令に関すること

警防課情報管理室（平日、夜間、土日祝） 0478-52-0119

- ・たき火等に関すること

予防課（平日） 0478-52-1192